

子育て世帯生活支援特別給付金のご案内

子育て世帯生活支援特別給付金(児童1人当たり5万円)は、低所得の子育て世帯を支援する新たな給付金です。

(※令和3年4月に支給したひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)

「申請が不要な方」と「申請が必要な方」がいます。

申請不要な方

※申請不要な方へは、別途個別でお知らせをお送りします

● 支給対象者

①②の両方に当てはまる方

①令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者

②令和3年度住民税(均等割)が非課税

● 支給対象児童

2003年(平成15年)4月2日から2021年(令和3年)3月31日生まれの児童
(障がい児は2001年(平成13年)4月2日生まれ以降)



申請必要な方

※申請期限：令和4年2月28日

● 支給対象者

①②の両方に当てはまる方

①令和3年3月31日時点で

18歳未満の児童(障がい児の場合、20歳未満)を養育する父母等

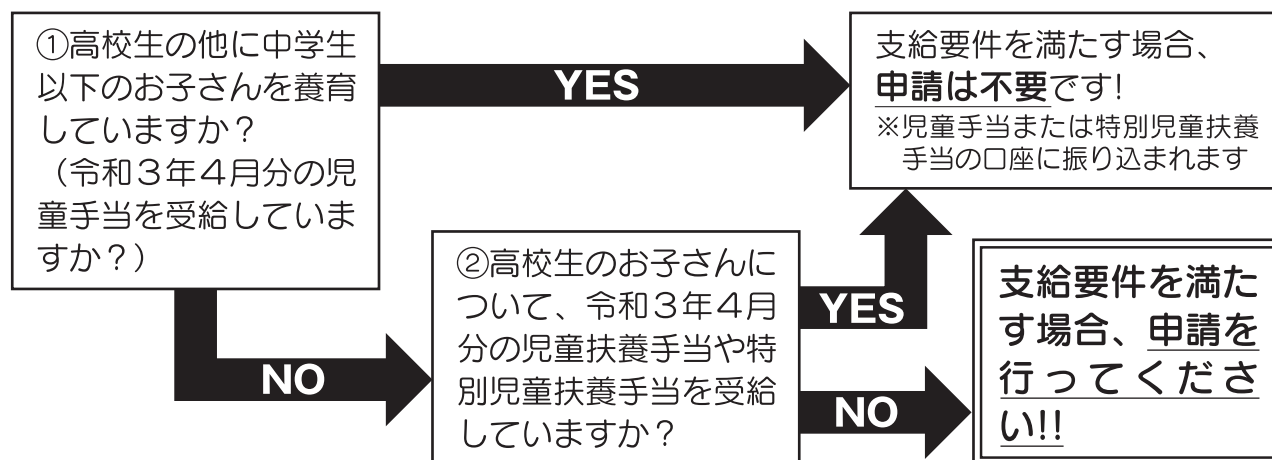
(※令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります)

②令和3年度住民税(均等割)が非課税の方

または

令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

高校生のお子様がいらっしゃるご家庭の方はフローチャートをご確認ください



◆ お問い合わせ先 ◆

津久見市役所社会福祉課

「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)」担当

☎0972-82-9519(受付時間：平日8:30~17:00)